

身延・南部地域森林整備推進協定書

(目的)

第1条 この協定は、身延・南部地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、関東森林管理局山梨森林管理事務所、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター甲府水源林整備事務所、山梨県峡南林務環境事務所、身延町森林組合及び南部町森林組合（以下協定者という。）が連携、協力して地域林業の活性化に向けて取り組むことを目的とする。

(名称)

第2条 この協定は、「身延・南部地域森林整備推進協定」と称する。

(情報交換・情報共有)

第3条 協定者は、第1条の目的の達成に向け、次に示す事項について情報交換・情報共有を図り、連携・協力を努めるものとする。

- (1) 森林整備及び木材の安定供給を推進するために必要な情報等の提供
- (2) 施業技術や木材販売に関する情報等の提供
- (3) 森林施業の低コスト化・省力化等に係る情報・技術交流
- (4) ニホンジカ・ツキノワグマ等の獣害対策・病虫害対策
- (5) 自然災害等に対する対応
- (6) その他第10条に定める運営会議が必要と認める事項

(協定対象地域の位置)

第4条 この協定の対象地域は、第1条の目的を達成するために適した、別添「身延・南部地域森林整備推進協定位置図」に示す身延町及び南部町地域の民有林及び国有林とする。

(森林共同施業団地)

第5条 協定者は、第4条の対象地域内において、路網の整備や効率的な間伐などの森林整備を、民有林と国有林が一体となり、連携して取り組むことができる区域について、森林共同施業団地（以下「施業団地」という。）を設定するものとする。

(実施計画)

第6条 施業団地において森林整備を推進するため、協定者は連携して身延・南部地域森林整備実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 実施計画では、次に掲げる事項を定める。

- (1) 森林整備を行う森林の区域及び面積

- (2) 森林整備の目標に関する事項
- (3) 協定者が連携して行う計画内容に関する事項
- (4) 補償に関する事項
- (5) 境界標識の保全管理に関する事項
- (6) 森林整備等事業予定
- (7) その他

(事業の実行)

第7条 事業の実行に当たっては、実施計画に基づき行うこととする。ただし、諸般の事情により事業内容を変更・追加する場合は、施業団地に関係する者の意向を確認し、実施計画を変更することができるものとする。

なお、本計画の具体の実施については、第10条に規定する運営会議に委ねるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和7年4月1日を始期とし、富士川中流地域森林計画区及び第6次国有林野施業実施計画の計画期間内（令和12年3月31日まで）とする。

ただし、有効期間満了に当たっては、協定者は協議の上、有効期間を延長できるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第9条 この協定の有効期間内に、諸般の事情により協定の変更又は廃止の必要が生じたときは、協定者は協議の上、協定の変更又は廃止ができるものとする。

(運営会議)

第10条 協定者は、森林共同施業団地の円滑な運営を図るため及び協定事項を処理するため、協議の上運営会議を開催できるものとする。

2 運営会議は次に掲げる事項を行う。

- (1) 森林の整備に関する事業の実施に当たっての連絡調整
- (2) 路網、その他の施設の設置及び維持管理に関する連絡調整
- (3) 間伐材の販売方法並びに林地残材の利活用に関する連絡調整
- (4) 事業実行時期並びに搬出に伴う事業に関する出材時期の連絡調整
- (5) その他協定の実施に関し必要な連絡調整

(集約化の推進)

第11条 協定者は、施業の集約化の推進にも資するよう、協定対象地域及び施業団地の区域の拡大についても検討することとする。

(その他)

第12条 この協定の運営に関し、本書に規定のない事項については、協定者が協議の上定めるものとする。

以上、この協定の実施に当たっては、互いに信義を重んじて誠実に履行することを約束し、各協定者記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月31日

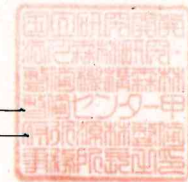
山梨県峡南林務環境事務所長

新田 明文



国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林整備センター
甲府水源林整備事務所長

佐藤 賢二



身延町森林組合代表理事組合長

木内 孝明



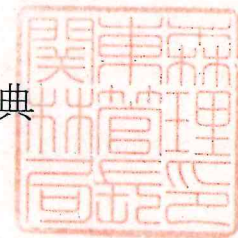
南部町森林組合代表理事組合長

木内 一行



関東森林管理局長
(山梨森林管理事務所)

松村 孝典



身延・南部地域森林整備推進協定事業図

